

四半期報告書

(第31期第1四半期)

自 平成22年4月1日

至 平成22年6月30日

株式会社ファンケル

(E01046)

第31期第1四半期（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成22年8月13日に提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社ファンケル

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	4
3 【経営上の重要な契約等】	4
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【設備の状況】	12
第4 【提出会社の状況】	13
1 【株式等の状況】	13
2 【株価の推移】	20
3 【役員の状況】	20
第5 【経理の状況】	21
1 【四半期連結財務諸表】	22
2 【その他】	32
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	33

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年8月13日

【四半期会計期間】 第31期第1四半期
(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

【会社名】 株式会社ファンケル

【英訳名】 FANCL CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 成松 義文

【本店の所在の場所】 横浜市中区山下町89番地1

【電話番号】 045(226)1200(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 管理本部長 島田 和幸

【最寄りの連絡場所】 横浜市中区山下町89番地1

【電話番号】 045(226)1200(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 管理本部長 島田 和幸

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第30期 前第1四半期 連結累計(会計)期間	第31期 当第1四半期 連結累計(会計)期間	第30期
会計期間	自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
売上高 (百万円)	24,064	23,394	99,536
経常利益 (百万円)	1,808	2,063	9,181
四半期(当期)純利益 (百万円)	970	813	4,306
純資産額 (百万円)	71,178	77,328	77,596
総資産額 (百万円)	85,901	92,645	92,983
1株当たり純資産額 (円)	1,154.68	1,184.28	1,188.32
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	15.83	12.53	68.26
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	15.80	12.49	68.11
自己資本比率 (%)	82.4	83.0	83.0
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,641	1,283	10,531
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△1,068	412	△3,555
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△896	△1,004	431
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (百万円)	26,467	25,687	25,010
従業員数 (名)	1,154	1,346	1,286

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には消費税等は含まれておりません。

3 従業員数は就業人員数を記載しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当企業集団(当社および当社の関係会社)が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(名)	1,346(1,865)
---------	--------------

(注) 1 従業員数は、当企業集団から当企業集団外への出向者を除き、当企業集団外から当企業集団への出向者を含む就業人員であります。

2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第1四半期連結会計期間の平均雇用人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(名)	733(1,326)
---------	------------

(注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。

2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第1四半期会計期間の平均雇用人員であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同四半期比(%)
化粧品関連事業	12,128	—
栄養補助食品関連事業	6,423	—
その他	1,675	—
合計	20,227	—

- (注) 1 金額は、販売価格で表示しております。
2 生産実績には、見本品等を含んでおります。
3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

主に見込み生産を行っておりますので、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同四半期比(%)
化粧品関連事業	12,045	—
栄養補助食品関連事業	6,626	—
その他	4,722	—
合計	23,394	—

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2 主要な販売先の記載については、販売先別の販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10未満のため記載を省略しております。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の異常な変動等または、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において、当企業集団が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、失業率が高水準にとどまるなど雇用・所得環境には依然厳しさが残るものの、海外経済の改善を背景に輸出や生産は増加を続け、企業業績も堅調に推移するなど、着実に持ち直してきております。

このような事業環境の下、当企業集団は「事業成長の基盤づくりと収益力強化の継続」を基本方針とし、「グローバル・プレミアム・ブランド」へ向けた戦略的な投資や、さらなる経費の効率化などに取り組んでおります。

当第1四半期連結会計期間の売上高は、前第2四半期連結会計期間より連結した株式会社ノイエスの寄与や青汁事業の好調によりその他事業が増収となりましたが、化粧品関連事業および栄養補助食品関連事業が振るわなかったため23,394百万円（前年同期比2.8%減）となりました。損益面では、マーケティング費用が前年に対し減少したことにより、営業利益は2,127百万円（前年同期比18.0%増）、売上高営業利益率は1.6ポイント改善の9.1%となり、経常利益は2,063百万円（前年同期比14.1%増）、売上高経常利益率は1.3ポイント改善の8.8%となりました。四半期純利益は「資産除去債務に関する会計基準」の適用に伴う特別損失の計上などにより813百万円（前年同期比16.2%減）、売上高四半期純利益率は0.5ポイント悪化の3.5%となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

※当第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」および「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」を適用しておりますが、セグメント区分および売上高、セグメント利益の測定方法は従来と同一であります。

① 化粧品関連事業

売上高

化粧品関連事業の売上高は12,045百万円（前年同期比5.8%減）となりました。

	平成22年3月期 前第1四半期連結会計期間		平成23年3月期 当第1四半期連結会計期間		伸び率 (%)
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
ファンケル化粧品	9,818	76.8	9,441	78.4	△3.8
アテニア化粧品	2,539	19.9	2,255	18.7	△11.2
その他	428	3.3	349	2.9	△18.5
合計	12,786	100.0	12,045	100.0	△5.8

	平成22年3月期 前第1四半期連結会計期間		平成23年3月期 当第1四半期連結会計期間		伸び率 (%)
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
通信販売	6,644	52.0	6,102	50.7	△8.2
店舗販売	4,238	33.1	4,069	33.8	△4.0
卸販売他	685	5.4	580	4.8	△15.3
海外	1,217	9.5	1,293	10.7	6.2
合計	12,786	100.0	12,045	100.0	△5.8

ファンケル化粧品は、前年同期に「マイルドクレンジングオイル」のリニューアルに伴うTVCMなど積極的なマーケティング活動を行っていた反動などにより、9,441百万円（前年同期比3.8%減）となりました。

アテニア化粧品は、サマーキャンペーンの実施など売上の拡大に努めましたが、購入単価の低下などにより、2,255百万円（前年同期比11.2%減）となりました。

販売チャネル別では、通信販売は6,102百万円（前年同期比8.2%減）、店舗販売は4,069百万円（前年同期比4.0%減）、卸販売他は580百万円（前年同期比15.3%減）、海外は1,293百万円（前年同期比6.2%増）となりました。

営業損益

損益面では、減収ながらマーケティング費用が前年に対し減少したことなどにより、営業利益は2,186百万円（前年同期比22.1%増）、売上高営業利益率は前年同期に比べ4.1ポイント改善し18.1%となりました。

② 栄養補助食品関連事業

売上高

栄養補助食品関連事業の売上高は6,626百万円（前年同期比2.1%減）となりました。

	平成22年3月期 前第1四半期連結会計期間		平成23年3月期 当第1四半期連結会計期間		伸び率 (%)
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
通信販売	3,023	44.7	2,822	42.6	△6.7
店舗販売	1,825	27.0	1,778	26.9	△2.5
卸販売他	1,400	20.7	1,373	20.7	△1.9
海外	518	7.6	651	9.8	25.8
合計	6,766	100.0	6,626	100.0	△2.1

製品面では、中高年のお客様をターゲットとしたサプリメントやビューティサプリメントが好調に推移したものの、ビタミン、ミネラルなどの製品群が振るわず減収となりました。

販売チャネル別では、通信販売は2,822百万円（前年同期比6.7%減）、店舗販売は1,778百万円（前年同期比2.5%減）、卸販売他は1,373百万円（前年同期比1.9%減）、海外は651百万円（前年同期比25.8%増）となりました。

営業損益

損益面では、減収となったことなどにより、営業利益は618百万円（前年同期比12.3%減）、売上高営業利益率は前年同期に比べ1.1ポイント悪化し9.3%となりました。

③ その他

売上高

その他の売上高は4,722百万円（前年同期比4.7%増）となりました。

	平成22年3月期 前第1四半期連結会計期間 (百万円)	平成23年3月期 当第1四半期連結会計期間 (百万円)	伸び率 (%)
発芽米事業	776	766	△1.3
青汁事業	913	968	6.0
いいもの王国通販事業	2,005	1,929	△3.8
その他の事業	815	1,058	29.8
合計	4,510	4,722	4.7

発芽米事業は、売上高は766百万円（前年同期比1.3%減）となりましたが、定期購入のお客様の着実な増加や業務用需要の増加など、回復の兆しが表れております。

青汁事業は、「ケールまるごと搾り」など粉末タイプの販売が伸長し、売上高は968百万円（前年同期比6.0%増）となりました。

いいもの王国通販事業は、初夏向けの季節商材やゴルフ商材が振るわず、売上高は1,929百万円（前年同期比3.8%減）となりました。

その他の事業は、エステ事業を展開する株式会社ノイエスの連結などにより、売上高は1,058百万円（前年同期比29.8%増）となりました。

営業損益

損益面では、いいもの王国通販事業が振るわなかったものの、青汁事業が好調に推移したことに加え、発芽米事業も黒字化を達成したことにより、営業損失は前年同期と同水準の194百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は25,687百万円となり、前連結会計年度末より677百万円増加いたしました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は1,283百万円（前年同期は1,641百万円の収入）となりました。この内訳の主なものは税金等調整前四半期純利益1,658百万円、減価償却費700百万円、賞与引当金の増加額492百万円、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額309百万円などによる増加と、法人税等の支払額2,120百万円などによる減少であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果得られた資金は412百万円（前年同期は1,068百万円の支出）となりました。これは主に、有価証券の売却及び償還による収入1,999百万円による増加と有価証券の取得による支出998百万円、有形固定資産の取得による支出343百万円、無形固定資産の取得による支出267百万円による減少であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は1,004百万円（前年同期は896百万円の支出）となりました。これは主に、配当金の支払額986百万円によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当企業集団の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させることを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、株式の大量の買付であっても、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。また、会社の支配権の移転を伴うような大量の株式の買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の総意に基づき行われるべきものと考えております。

しかし、株式の大量の買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が株式の大量買付について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、対象会社の企業価値および株主の皆様の共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社にとっては、お客様との強い絆の維持が当社の成長を支えており、また今後の成長を支え続けるものであります。ひいては、株主の皆様の利益に繋がるものであると確信しております。こうしたお客様との強い絆が当社の株式の買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるものでなければ、当社の企業価値および株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社としては、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による当社株式の大量買付に対しては必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上する必要があると考えております。

② 基本方針の実現に資する特別な取組み

イ 経営理念及び経営の基本方針について

当社は、以下の理念を経営の根幹とし、これを判断の拠り所としております。

- ・「もっと何かできるはず」
- ・世の中の「不」の解消を目指し、安心・安全・やさしさを追求します。
- ・常にお客様の視点に立ち、「お客様に喜んでいただくこと」を全ての基準とします。

こうした理念の下、常識にとらわれない感性と独創性をもって「不」の解消に挑戦し、無添加化粧品をはじめとして、新しい市場と価値を創造してまいりました。当社は「<美>と<健康>をテーマに「不」のつく事柄を解消する仕組みづくり」を経営の基本方針としており、これからも新しい「不」の解消ビジネスに積極的に取り組むことが企業価値を高め、ひいては株主の皆様の長期的な利益に繋がるものと考えております。

ロ 企業価値の源泉について

当社は、長期的・持続的な利益成長を図っていくためには、お客様基盤の強化が最重要課題であると認識しております。基盤の拡大を図るために、販売チャネルおよび取扱製品の拡充のほか、お客様に製品の新鮮さを訴えるための製造年月日表示の実施、留守でも製品を受け取れる「置き場所指定サービス」や返品・交換の無期限保証制度の導入など、お客様の目線に立って業務を推進してきております。

お客様視点に立ち、お客様が期待している以上の「新しい価値＝感動品質」を創造して提供し続けることにより、お客様との長期的な信頼関係が構築され、ひいては企業価値の向上に繋がるものと考えております。

ハ 中期経営計画に基づく取組み

当社では、平成21年3月期を初年度とする中期3ヵ年経営計画「新しい価値＝感動品質2010」をスタートさせました(現在、数値目標も含め見直し作業中ですが、基本戦略は不変です)。計画の推進を通じて、お客様視点の徹底と高収益体質への転換を図るとともに、新しい事業・価値創造を具現化させてまいります。

ニ コーポレート・ガバナンスの強化について

当社は、株主の皆様をはじめとする全てのステークホルダーから信頼される企業となるため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要な課題として位置づけ、企業倫理と遵法を徹底するとともに、リスク管理を含めた内部統制システムを整備し、経営の効率性、透明性を確保しております。

当社は、監査役制度を採用しております。監査役4名のうち3名は社外監査役であり、経営の意思決定に対する監査の実効性向上のため、取締役会をはじめ、経営会議などその他の重要な会議にも出席して適宜意見を述べております。また、経営トップとも定期的に意見交換の場を持ち、公正な経営監視体制をとっております。

取締役会は、取締役10名(うち社外取締役1名)で構成され、重要な業務執行その他法定事項についての決定を行うほか、当社および子会社の業務執行状況の報告を受け、監督を行っております。

経営会議は、取締役と執行役員で構成され、取締役会の決議事項などについて事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で経営の重要事項について審議しております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成22年5月20日開催の取締役会にて「当社株式の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)」(以下「本プラン」といいます。)を導入し、平成22年6月19日の第30期定時株主総会において、株主の皆様の本プランの継続のご承認をいただきました。

本プランは、①当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付等、②当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け、もしくはこれらに類似する行為またはこれらの提案を「大量買付行為」とし、また大量買付行為を行おうとする者を「買付者等」として、買付者等に対し、事前に当該大量買付行為に関する情報の提供を求め、当社が当該大量買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めております。

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく大量買付行為を行うなど、当社の企業価値および株主共同の利益が毀損されるおそれがあると認められる場合には、当社は、これに対抗する措置として、当該買付者等および一定の関係者による権利行使は認められないとの行使条件および当社が当該買付者等および一定の関係者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。なお、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断について、当社取締役会または取締役の恣意的判断を排するため、独立委員会規則に従い、当社経営陣からの独立性の高い者のみから構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。また、当社取締役会は、これに加え、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することがあります。

なお、本プランの具体的内容（前記①ないし③の具体的内容を含みます。）は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.fancl.co.jp/corporate/ir/>）に掲載しておりますので、そちらをご参照願います。

④ 前記③の取組みについての当社取締役会の判断及びその判断にかかる理由

本プランは、買付者等が基本方針に沿うものであるか否かを株主の皆様および当社取締役会が判断するにあたり、十分な情報提供と判断を行うに相当な期間を確保するために定めるものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されております。

また、本プランには、継続後の有効期間を3年間とするサンセット条項が付されているほか、当該有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社株主総会において選任された取締役により構成される当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。このため、本プランの継続および廃止は、当社株主の皆様意思に基づくこととなっております。

加えて、対抗措置として新株予約権を無償で割り当てるのは、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがあると判断される場合等、合理的な客観的要件を充足する場合に限定されるとともに、その発行の是非の判断にあたっては、独立委員会の中立公正な判断を最大限尊重することとしており、当社取締役会の恣意的判断を排除しております。対抗措置として発行する新株予約権ならびにその行使条件についても、あらかじめその内容について開示を行うなど、企業価値向上および株主共同の利益確保に必要かつ相当な範囲内の対抗措置であると考えます。

さらに、独立委員会は、当社経営陣からの独立性の高い有識者3名により構成されており、かかる構成員による独立委員会を利用することにより、当社取締役会による本プランの恣意的な発動や株主利益に反する発動が回避されるものと確信しております。

以上より、当社取締役会は、前記③の取組みは前記①の基本方針に沿うものであり、当社の株主共同の利益を損なうものでないとともに、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでない判断しております。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間における研究開発関連費用の総額は522百万円であります。なお、当第1四半期連結会計期間において、当企業集団の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当第1四半期連結会計期間において、新たに経営成績に重要な影響を与える事象は発生しておりません。また、経営戦略の現状と見通しにつきましても、前事業年度の有価証券報告書に記載した内容から変更はありません。

(6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

資産は、前連結会計年度末に比べ337百万円減少し、92,645百万円となりました。この要因は流動資産の減少215百万円および固定資産の減少122百万円であります。流動資産の減少の主な要因は、受取手形及び売掛金の減少88百万円、たな卸資産の減少174百万円であります。固定資産の減少の主な要因は、持分法の適用等に伴う投資有価証券の減少217百万円であります。

負債は、前連結会計年度末に比べて70百万円減少し、15,317百万円となりました。この要因は流動負債の減少579百万円と固定負債の増加509百万円であります。流動負債の減少の主な要因は、賞与引当金の増加492百万円、法人税等の支払いによる未払法人税等の減少1,107百万円であります。固定負債の増加の主な要因は、資産除去債務の増加474百万円であります。

純資産は、前連結会計年度末に比べて267百万円減少し、77,328百万円となりました。この主な要因は、四半期純利益813百万円による増加があったものの、配当金の支払額1,103百万円により減少したためであります。

この結果、自己資本比率は前連結会計年度末並みの83.0%となりました。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

当企業集団は、平成21年3月期を初年度とする中期3ヵ年経営計画「新しい価値＝感動品質2010」（平成21年3月期～平成23年3月期）をスタートしております。長期的・持続的な利益成長を図っていくためには、お客様基盤の強化が最重要課題であると認識しております。お客様の視点に立ち、製品・サービスなどすべての面で、お客様が期待している以上の「新しい価値＝感動品質」を創造し提供し続け、お客様との長期的な信頼関係の構築に注力することが、企業価値の向上に繋がるものと考えております。今後も国内での成長性・収益性を高めるとともに、アジアを中心に広く展開し、世界で支持される「グローバル・プレミアム・ブランド」を目指してまいります。

なお、具体的な内容につきましては、前事業年度の有価証券報告書の「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」をご参照願います。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	233,838,000
計	233,838,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年8月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	65,176,600	65,176,600	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100 株であります。
計	65,176,600	65,176,600	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成22年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法第236条、第238条及び第240条第1項の規定に基づく新株予約権

株主総会の特別決議日(平成18年6月17日) 取締役会の決議日(平成18年8月10日)	
第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)	
新株予約権の数(個)	4,821(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	482,100(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,670
新株予約権の行使期間	平成20年8月11日～ 平成23年8月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,951 資本組入額 976
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、新株予約権の行使時において当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役員または使用人でなければならない。ただし、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または執行役員が任期満了により退任した場合、当社または当社の関係会社の使用人が定年により退職した場合、当社および関係会社の間で転籍した場合、その他、当社が取締役会の決議をもって正当な理由のあるものと特に認めた場合には、この限りではない。 ・新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。ただし、割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合、当社は次の算式により新株予約権の目的となる株式の数(以下、付与株式数)を調整します。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

- 2 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(注)1ただし書に準じて決定します。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編成行為の条件等を勘案の上調整される行使価額に上記(2)にしたがって決定される株式の数を乗じて得られる金額とします。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の権利行使期間と同じとします。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限
各新株予約権を譲渡するときは、再編成対象会社の承認を要するものとします。
- (6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定します。

取締役会の決議日(平成18年11月15日)	
第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)	
新株予約権の数(個)	100(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1
新株予約権の行使期間	平成18年12月2日～ 平成48年12月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,549 資本組入額 775
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、当社の取締役または執行役員に在任中は行使することができず、取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り行使することができる。 ・新株予約権者は、当社から割当を受けた本新株予約権および本新株予約権と同様に退任時報酬としての性質を有する株式報酬型ストック・オプションの全部を一括して行使することを要する。 ・新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。 ・取締役および執行役員の地位の喪失が解任による場合には、新株予約権者およびその相続人は、本新株予約権を行使することができない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。ただし、割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合、当社は次の算式により新株予約権の目的となる株式の数(以下、付与株式数)を調整します。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

- 2 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(注)1ただし書に準じて決定します。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とします。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の権利行使期間と同じとします。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限
各新株予約権を譲渡するときは、再編成対象会社の承認を要するものとします。
- (6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定します。

取締役会の決議日(平成19年11月12日)	
第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)	
新株予約権の数(個)	352(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	35,200(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1
新株予約権の行使期間	平成19年12月4日～ 平成49年12月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,221 資本組入額 611
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、当社の取締役または執行役員に在任中は行使することができず、取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り行使することができる。 ・新株予約権者は、当社から割当を受けた本新株予約権および本新株予約権と同様に退任時報酬としての性質を有する株式報酬型ストック・オプションの全部を一括して行使することを要する。 ・新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。 ・取締役および執行役員の地位の喪失が解任による場合には、新株予約権者およびその相続人は、本新株予約権を行使することができない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。ただし、割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合、当社は次の算式により新株予約権の目的となる株式の数(以下、付与株式数)を調整します。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

- 2 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(注)1ただし書に準じて決定します。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とします。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の権利行使期間と同じとします。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限
各新株予約権を譲渡するときは、再編成対象会社の承認を要するものとします。
- (6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定します。

取締役会の決議日(平成20年11月14日)	
第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)	
新株予約権の数(個)	540(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	54,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1
新株予約権の行使期間	平成20年12月2日～ 平成50年12月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,021 資本組入額 511
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、当社の取締役または執行役員に在任中は行使することができず、取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り行使することができる。 ・新株予約権者は、当社から割当を受けた本新株予約権および本新株予約権と同様に退任時報酬としての性質を有する株式報酬型ストック・オプションの全部を一括して行使することを要する。 ・新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。 ・取締役および執行役員の地位の喪失が解任による場合には、新株予約権者およびその相続人は、本新株予約権を行使することができない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。ただし、割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合、当社は次の算式により新株予約権の目的となる株式の数(以下、付与株式数)を調整します。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

- 2 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(注)1ただし書に準じて決定します。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とします。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の権利行使期間と同じとします。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限
各新株予約権を譲渡するときは、再編成対象会社の承認を要するものとします。
- (6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定します。

取締役会の決議日(平成21年11月12日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	386(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	38,600(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1
新株予約権の行使期間	平成21年12月2日～ 平成51年12月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,537 資本組入額 769
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、当社の取締役または執行役員に在任中は行使することができず、取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り行使することができる。 ・新株予約権者は、当社から割当を受けた本新株予約権および本新株予約権と同様に退任時報酬としての性質を有する株式報酬型ストック・オプションの全部を一括して行使することを要する。 ・新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。 ・取締役および執行役員の地位の喪失が解任による場合には、新株予約権者およびその相続人は、本新株予約権を行使することができない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。ただし、割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合、当社は次の算式により新株予約権の目的となる株式の数(以下、付与株式数)を調整します。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

- 2 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
 - (1) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(注)1ただし書に準じて決定します。
 - (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とします。
 - (4) 新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の権利行使期間と同じとします。
 - (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限
各新株予約権を譲渡するときは、再編成対象会社の承認を要するものとします。
 - (6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定します。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年4月1日～ 平成22年6月30日	—	65,176,600	—	10,795	—	11,706

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 263,900	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 64,514,400	645,144	—
単元未満株式	普通株式 398,300	—	—
発行済株式総数	65,176,600	—	—
総株主の議決権	—	645,144	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」および「単元未満株式」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が2,600株(議決権26個)および60株、失念株式が100株(議決権1個)および20株含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式85株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ファンケル	横浜市中区 山下町89番地1	263,900	—	263,900	0.41
計	—	263,900	—	263,900	0.41

(注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が100株(議決権1個)あります。

なお、当該株式数は上記①「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含まれております。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月
最高(円)	1,805	1,669	1,318
最低(円)	1,643	1,194	1,189

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	21,181	19,505
受取手形及び売掛金	10,152	10,240
有価証券	8,005	10,005
商品及び製品	2,978	3,048
仕掛品	76	40
原材料及び貯蔵品	2,963	3,103
その他	2,698	2,316
貸倒引当金	△244	△233
流動資産合計	47,812	48,027
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	22,786	22,331
減価償却累計額及び減損損失累計額	△12,170	△11,719
建物及び構築物（純額）	10,615	10,612
機械装置及び運搬具	5,570	5,491
減価償却累計額及び減損損失累計額	△4,500	△4,421
機械装置及び運搬具（純額）	1,069	1,069
工具、器具及び備品	6,189	6,011
減価償却累計額及び減損損失累計額	△5,203	△5,099
工具、器具及び備品（純額）	986	911
土地	※3 10,971	※3 10,971
リース資産	272	263
減価償却累計額及び減損損失累計額	△130	△115
リース資産（純額）	141	148
その他	6	83
有形固定資産合計	23,791	23,797
無形固定資産		
のれん	482	511
その他	2,628	2,602
無形固定資産合計	3,111	3,114
投資その他の資産		
投資有価証券	11,711	11,928
その他	※2 6,219	※2 6,116
投資その他の資産合計	17,930	18,044
固定資産合計	44,833	44,956
資産合計	92,645	92,983

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,853	3,357
未払法人税等	1,207	2,314
賞与引当金	1,542	1,050
ポイント引当金	1,388	1,352
その他	5,194	4,690
流動負債合計	12,185	12,765
固定負債		
退職給付引当金	2,012	1,946
役員退職慰労引当金	85	80
資産除去債務	474	—
その他	558	595
固定負債合計	3,131	2,622
負債合計	15,317	15,387
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,795	10,795
資本剰余金	11,706	11,706
利益剰余金	54,775	55,065
自己株式	△306	△336
株主資本合計	76,970	77,230
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	8	10
為替換算調整勘定	△76	△103
評価・換算差額等合計	△67	△93
新株予約権	312	342
少数株主持分	113	116
純資産合計	77,328	77,596
負債純資産合計	92,645	92,983

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
売上高	24,064	23,394
売上原価	7,969	8,157
売上総利益	16,094	15,237
販売費及び一般管理費	※ 14,292	※ 13,109
営業利益	1,802	2,127
営業外収益		
受取利息	24	20
受取配当金	1	8
雑収入	31	38
営業外収益合計	57	67
営業外費用		
持分法による投資損失	—	114
為替差損	37	4
雑損失	13	12
営業外費用合計	51	131
経常利益	1,808	2,063
特別利益		
固定資産売却益	0	0
その他	0	0
特別利益合計	0	0
特別損失		
固定資産売却損	0	—
固定資産除却損	1	7
減損損失	13	13
店舗閉鎖損失	6	—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	309
その他	14	74
特別損失合計	36	405
税金等調整前四半期純利益	1,772	1,658
法人税、住民税及び事業税	952	1,009
法人税等調整額	△150	△161
法人税等合計	801	848
少数株主損益調整前四半期純利益	—	809
少数株主利益又は少数株主損失(△)	0	△3
四半期純利益	970	813

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	1,772	1,658
減価償却費	738	700
減損損失	13	13
株式報酬費用	19	—
のれん償却額	48	28
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	14	8
賞与引当金の増減額 (△は減少)	478	492
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	△16	36
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△29	66
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	5	4
受取利息及び受取配当金	△25	△29
為替差損益 (△は益)	△63	15
持分法による投資損益 (△は益)	—	114
投資有価証券評価損益 (△は益)	6	2
固定資産売却損益 (△は益)	0	△0
固定資産除却損	1	7
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	309
売上債権の増減額 (△は増加)	△484	88
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△132	174
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	△188	△256
その他の固定資産の増減額 (△は増加)	—	54
仕入債務の増減額 (△は減少)	253	△504
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	572	357
その他の固定負債の増減額 (△は減少)	△54	△27
その他	7	72
小計	2,938	3,388
利息及び配当金の受取額	13	16
法人税等の支払額	△1,310	△2,120
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,641	1,283
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△998	△998
有価証券の売却及び償還による収入	997	1,999
有形固定資産の取得による支出	△563	△343
有形固定資産の売却による収入	23	0
無形固定資産の取得による支出	△290	△267
関係会社株式の取得による支出	△259	—
貸付金の回収による収入	12	11
その他の支出	△77	△5
その他の収入	86	17
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,068	412

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の処分による収入	0	0
自己株式の取得による支出	△0	△0
配当金の支払額	△875	△986
その他	△19	△17
財務活動によるキャッシュ・フロー	△896	△1,004
現金及び現金同等物に係る換算差額	58	△14
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△265	677
現金及び現金同等物の期首残高	26,732	25,010
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 26,467	※ 25,687

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	
1. 持分法適用会社の事業年度等に関する事項の変更	<p>従来、決算日が3月31日であった持分法適用関連会社Fantastic Natural Cosmetics Limitedは、当第1四半期連結会計期間より決算日を12月31日に変更しております。なお、当第1四半期連結会計期間末の四半期連結財務諸表作成にあたっては3月31日現在の財務諸表を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引について調整を行っております。</p>
2. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用</p> <p>当第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号平成20年3月10日公表分)および「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 平成20年3月10日)を適用しております。</p> <p>これによる経常利益および税金等調整前四半期純利益への影響はありません。</p> <p>(2) 「資産除去債務に関する会計基準」等の適用</p> <p>当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ8百万円減少し、税金等調整前四半期純利益は318百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は464百万円であります。</p>

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	
(四半期連結貸借対照表関係)	
<p>前第1四半期連結会計期間において、「投資その他の資産」として一括表示しておりました「投資有価証券」は、資産総額の100分の10を超えたため、当第1四半期連結会計期間より区分掲記しております。なお、前第1四半期連結会計期間の「投資その他の資産」に含まれる「投資有価証券」は1,610百万円であります。</p>	
(四半期連結損益計算書関係)	
<p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。</p>	

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1 偶発債務 流山工業団地協同組合の千葉県および㈱商工組合中央金庫からの借入金1,660百万円について、同組合の他の組合員企業15社とともに連帯保証しております。	1 偶発債務 流山工業団地協同組合の千葉県および㈱商工組合中央金庫からの借入金1,698百万円について、同組合の他の組合員企業15社とともに連帯保証しております。
※2 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額 投資その他の資産「その他」 358百万円	※2 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額 投資その他の資産「その他」 360百万円
※3 国庫補助金等の受入による圧縮記帳額は、土地173百万円であり、四半期連結貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。	※3 国庫補助金等の受入による圧縮記帳額は、土地173百万円であり、連結貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
広告宣伝費 2,166百万円	広告宣伝費 1,526百万円
販売促進費 2,960百万円	販売促進費 2,806百万円
荷造運搬費 962百万円	荷造運搬費 904百万円
販売手数料 1,310百万円	販売手数料 1,257百万円
給料及び手当 2,216百万円	給料及び手当 2,219百万円
賞与引当金繰入額 427百万円	賞与引当金繰入額 415百万円
退職給付費用 140百万円	退職給付費用 168百万円
役員退職慰労引当金繰入額 5百万円	役員退職慰労引当金繰入額 4百万円
貸倒引当金繰入額 28百万円	貸倒引当金繰入額 30百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
※ 現金及び現金同等物の当第1四半期連結累計期間末残高と当第1四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年6月30日現在)	※ 現金及び現金同等物の当第1四半期連結累計期間末残高と当第1四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年6月30日現在)
現金及び預金勘定 18,441百万円	現金及び預金勘定 21,181百万円
有価証券勘定 11,025百万円	有価証券勘定 8,005百万円
計 29,466百万円	計 29,186百万円
預入期間が3ヶ月を超える有価証券 <u>△2,999百万円</u>	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 <u>△1,000百万円</u>
現金及び現金同等物 <u>26,467百万円</u>	預入期間が3ヶ月を超える有価証券 <u>△2,499百万円</u>
	現金及び現金同等物 <u>25,687百万円</u>

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)および当第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 65,176,600株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 240,341株

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	当第1四半期連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	312

4. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月14日 取締役会	普通株式	1,103	17	平成22年3月31日	平成22年6月21日	利益剰余金

5. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

	化粧品 関連事業 (百万円)	栄養補助食品 関連事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	12,786	6,766	4,510	24,064	—	24,064
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	12,786	6,766	4,510	24,064	—	24,064
営業利益又は営業損失(△)	1,790	705	△193	2,301	(499)	1,802

(注) 1 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な製品

(1) 化粧品関連事業……………各種化粧品の通信販売・店舗販売・卸販売

(2) 栄養補助食品関連事業…各種栄養補助食品の通信販売・店舗販売・卸販売

(3) その他事業……………雑貨・装身具類・肌着類・健康器具・家庭用雑貨の通信販売、発芽米事業、青汁事業他

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

全セグメントの売上高の合計額に占める日本の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

海外売上高が連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)および「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。なお、従来開示しておりましたセグメント情報の事業の種類による区分方法および測定方法は、マネジメント・アプローチによるセグメントの区分方法および測定方法と同一であります。

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当企業集団の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当企業集団は、化粧品および栄養補助食品の製造販売を主とした多岐にわたる事業を営んでおります。当社および当社の連結子会社には、単一製品の製造に従事する会社だけでなく複数製品の製造販売を営んでいる会社もあり、当企業集団としては取り扱う製品ごとに国内および海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当企業集団は取り扱う製品を基礎とした製品別のセグメントから構成されており、「化粧品関連事業」および「栄養補助食品関連事業」の2つを報告セグメントとしております。

「化粧品関連事業」は、化粧品の製造販売およびOEM供給を行っております。「栄養補助食品関連事業」は、栄養補助食品の製造販売を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	化粧品 関連事業	栄養 補助食品 関連事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	12,045	6,626	18,672	4,722	23,394	—	23,394
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	12,045	6,626	18,672	4,722	23,394	—	23,394
セグメント利益又は損失(△)	2,186	618	2,804	△ 194	2,610	△ 483	2,127

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、雑貨・装身具類・肌着類・健康器具・家庭用雑貨の通信販売、発芽米事業、青汁事業、エステ事業等を含んでおります。

2 セグメント利益又は損失の調整額△483百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれており、その主なものは、報告セグメントに帰属しない親会社本社の総務部門等にかかる費用であります。

3 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

当第1四半期連結累計期間において、閉店の意思決定を行った店舗設備について、該当資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。この減損損失に関する「化粧品関連事業」および「栄養補助食品関連事業」の情報は、重要性が乏しいため開示を省略しております。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,184.28円	1株当たり純資産額	1,188.32円

2. 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	15.83円	1株当たり四半期純利益金額	12.53円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	15.80円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	12.49円

(注) 1株当たり四半期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	970	813
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	970	813
普通株式の期中平均株式数(株)	61,282,616	64,917,361
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	145,137	166,403
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

平成22年5月14日開催の取締役会において、平成22年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり期末配当を行うことを決議いたしました。

- ① 配当金の総額 1,103百万円
- ② 1株当たりの金額 17円00銭
- ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成22年6月21日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月10日

株式会社ファンケル
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 星 野 正 司 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 阿 部 正 典 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファンケルの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ファンケル及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

※2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータは含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 8月11日

株式会社ファンケル
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 星 野 正 司 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 阿 部 正 典 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファンケルの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ファンケル及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

※2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータは含まれておりません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年8月13日
【会社名】	株式会社ファンケル
【英訳名】	FANCL CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 成松 義文
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません
【本店の所在の場所】	横浜市中区山下町89番地1
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長執行役員の成松義文は、当社の第31期第1四半期(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。